

羽村市告示第 103 号

令和 8 年度羽村市教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金交付要綱

を公表する。

令和 8 年 6 月 11 日

羽 村 市 長

橋 本 弘 山



羽子支発第 375 号

令和 8 年度羽村市教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金交付要綱

令和8年度羽村市教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰に直面する市内の教育・保育施設等に対し教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、教育及び保育の継続的な提供を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、申請時において既に納期の到来した市税（徴収猶予を受けている市税を除く。）を完納しており、かつ、物価高騰に伴う負担を利用者から徴収していない事業者であって、市内に所在する第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当する施設を運営するもの又は市から第2号及び第5号から第10号までのいずれかの事業の委託を受けたものとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により市長の確認を受け、適正な運営が確保されている次のいずれかに該当する施設
ア 認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所をいう。）

イ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を除く。）をいう。）

(2) 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業であって、子ども・子育て支援法第43条の規定により市の確認を受け、適正な運営が確保されているものをいう。）

(3) 認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）2（1）に規定する認証保育所（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を除く。）をいう。）

(4) 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項又は附則第6条の規定により私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は当該学校法人以外の者が設置する学校教育法第1条の幼稚園をい

う。)

(5) 一時預かり事業（東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）及び東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）に基づき実施する一時預かり事業（東京都一時預かり事業実施要綱4（3）に規定する居宅訪問型を除く。）をいう。）

(6) 定期利用保育事業（東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱に基づき実施する定期利用保育事業をいう。）

(7) 病児保育事業（東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子保第375号）第4の1に規定する病児対応型をいう。）

(8) 病後児保育事業（東京都病児保育事業実施要綱第4の2に規定する病後児対応型をいう。）

(9) 多様な他者との関わりの機会の創出事業（多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和5年3月30日付4福保子保第4943号）に基づき実施する多様な他者との関わりの機会の創出事業をいう。）

(10) 幼稚園型一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。）

（助成対象経費）

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間（以下「基準期間」という。）に助成対象者が支出した、食材料費及び光熱費の物価高騰分とする。ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、次の表により算定した助成額とする。

助成対象者	基準額	助成額
認可保育所	給食等の提供があり、給食費等の改定を行っていない	基準期間における各月1日時点の在籍児童数×基準額
認定こども園		

家庭的保育事業	場合 1, 215円	
認証保育所	給食等の提供がない場合又は給食等の提供があり、給食費等の改定を行っている場合 396円	
幼稚園		
一時預かり事業	給食等の提供がある場合 49円 給食等の提供がない場合 16円	基準期間における延べ利用 児童数×基準額
定期利用保育事業		
病児保育事業		
病後児保育事業		
多様な他者との関わり の機会の創出事業		
幼稚園型一時預かり事業	利用人数の平均が100人以上の場合 10,000円 利用人数の平均が100人未満の場合 5,000円	基準期間における事業の実 施月数×基準額

2 助成金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、様式第1号の助成金交付申請書に係書類を添えて市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を速やかに審査し、助成金の交付の可否及びその額を決定し、様式第2号の助成金交付・不交付決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第7条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに様式第3号の助成金支払請求書により助成金の支払を市長に請

求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求をした交付決定者に助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に支払った助成金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は助成金の返還を求めるときは、様式第4号の助成金交付決定取消通知書兼返還命令書により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、羽村市補助金等交付規則（昭和52年規則第10号）の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月11日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この要綱の失効前に、第6条の規定による交付決定をした助成金の当該交付決定の取消し及び返還については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

羽村市長 宛

法人名

又は氏名

所在地

代表者

氏名

施設・
事業者名

電話番号

教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金交付申請書

教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金の交付を受けたいので、令和8年度羽村市教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、助成金の申請にあたり、市税の納付状況について調査、照会、閲覧することに同意します。

記

1 助成金交付申請額

円

2 交付申請対象区分

- | | | |
|---|---------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 認可保育所 | <input type="checkbox"/> 認定こども園 | <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 |
| <input type="checkbox"/> 認証保育所 | <input type="checkbox"/> 幼稚園 | <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 |
| <input type="checkbox"/> 定期利用保育事業 | <input type="checkbox"/> 病児保育事業 | <input type="checkbox"/> 病後児保育事業 |
| <input type="checkbox"/> 多様な他者との関わりの機会の創出事業 | | <input type="checkbox"/> 幼稚園型一時預かり事業 |

3 添付書類

助成金交付申請額の算出の根拠となる書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

羽村市長

教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和8年度教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金について、下記のとおり交付・不交付することに決定したので、通知します。

記

1 決 定 内 容

2 施 設 ・ 事 業 者 名

3 交 付 申 請 対 象 区 分

4 助 成 金 交 付 額 _____ 円

(交付決定の場合)

5 不交付の場合の理由

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

羽 村 市 長 宛

法人名
又は氏名 _____
所在地 _____
代表者
氏 名 _____
施設・
事業者名 _____
電話番号 _____

教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金支払請求書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあつた令和8年度教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込口座

金融機関					支店名				
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号						
口座名義	フリガナ								
	名義								

様

羽村市長

教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金交付決定取消通知書兼返還命令書

令和8年度羽村市教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、 年 月 日付で交付決定した教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金は下記理由により交付決定を取り消したので通知します。

また、既に交付した助成金の返還を下記のとおり命じます。

記

交 付 決 定 額	円
取 消 理 由	
返 還 す べ き 助 成 金 額	円
返 還 期 限	
返 還 方 法	